

記入については、**黒**のボールペン等をご使用ください。ただし、フリクション等の消えるインクはご使用できません。

生活福祉資金（総合支援資金特例）特例貸付

借用書

記入例

借入申込書でお申込みの金額をご記入ください。
※金額を訂正する場合は、**必ず訂正印**を押してください。

借入金額	60 万円
借入期間	ア. 20 万円（複数世帯） イ. 15 万円（単数世帯） ウ. その他（ ） ×（ 3 ）ヵ月 ※3 ヶ月上限

住民票に記載されている通りに、借入申込者が住所・氏名を自筆してください。
※外国籍の方は通称名も記載

単身世帯は15万円以内、2人以上の世帯は20万円以内で、借入希望の金額及び月数を選択もしくは記入してください。

令和 年 月 日※京都府社協記入欄

（借入者） 京都府社会福祉協議会会長 殿

朱肉の印鑑を押印してください。
（スタンプ印は不可）

住 所	京都市 ★区 □□□□ △△番地
氏 名	福祉 一郎  通称名 (外国籍の方等)
生年月日	大正 昭和 平成 ●●年 ●●月 ●●日生

〔借入要項〕

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	ア. 12 ヶ月 イ. その他（ ）ヵ月
	償還期間	ア. 10 年 イ. その他（ ）年（ ）ヵ月
	償還方法	☒ 月賦償還 ☐ 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

借入申込書と同様の「据置期間」の月数、「償還期間」の月数、「償還方法」をご記入ください。

〔留意事項〕

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、京都府社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

この欄は記入不要